ものに係る当該老齢厚生年金について、厚生年金保険法（昭和二九年法律第一一五号）第四四条の三の規定を適用する場合においては、退職年金等を同条第一項に規定する他の年金たる給付とみなすこととした。（第二四条及び第八三条関係）

2　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第六三号。以下この2及び四において「平成二四年一元化法」という。）の施行後に平成二四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（三の2において「改正前国共済法」という。）、平成二四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（四において「改正前地共済法」という。）又は平成二四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法による障害共済年金の受給権者のうち平成二四年一元化法による改正後の厚生年金保険法（4及び二において「改正後厚生年金保険法」という。）の障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にあるものが、この政令の施行の日（五の1において「施行日」という。）以後に死亡した場合にその者の遺族に遺族厚生年金を支給することとした。（第六四条関係）

3　地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成一一年法律第八七号）附則第一五八条第一項の規定により同項に規定する長期給付に係る地方職員共済組合の権利義務が国家公務員共済組合連合会に承継された社会保険関係地方事務官又は職業安定関係地方事務官であった者（四において「地方事務官であった者」という。）の第三号厚生年金被保険者であった期間に基づく厚生年金保険法による保険給付の事務について国家公務員共済組合連合会が行うこととした。（第九二条の二関係）

4　改正後厚生年金保険法第八四条の六に規定する拠出金の額の算定について、平成二七年度における算定方法の特例に関する規定の整備を行うこととした。（第一一四条関係）

二　厚生年金保険法施行令の一部改正関係

改正後厚生年金保険法第八四条の六に規定する拠出金の額の算定について、平成二七年度から平成三八年度までにおける算定方法の特例に関する規定の整備を行うこととした。（第八条の八関係）

三　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

1　一の2に準じた改正を行うこととした。（第一七条関係）

2　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八二号）附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間を有する者に係る障害共済年金について改正前国共済法の規定を適用する場合は、厚生年金保険法第四七条第二項に規定する障害等級を用いることとした。（第二三条関係）

四　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正関係

地方事務官であった者に係る平成二四年一元化法附則第六〇条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額、第六一条第一項に規定する給付並びに平成二四年一元化法附則第六五条第一項に規定する退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金は、国家公務員共済組合連合会が支給することとした。（第一四九条の二関係）

五　施行期日等

1　施行日において、退職年金等の受給権を有する者であって、老齢厚生年金の受給権者である者が同日以後に厚生年金保険法第四四条の三第一項の申出をしたときは、施行日の前日において同項の申出があったものとみなすこととした。（附則第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。ただし、一の3及び四については、平成二七年一〇月一日から適用することとした。

政　令

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年一月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年十月一日とする。

経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令及び行政不服審査法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年一月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令及び行政不服審査法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項第一号、第十条第三項第一号（同法第十六条において準用する場合を含む。）、第十四条第四項及び第九項、第十五条第四項及び第六項並びに第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令の一部改正）

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（平成五年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十七条」を「第二十条」に、「上欄」を「第二欄」に、「中欄」を「第三欄」に、「下欄」を「第四欄」に改め、同条を第十五条とする。

第五条中「第十四条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同条を第十四条とする。

第四条中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第三条中「第十条第三項第一号」の下に「（法第十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第四条とし、同条の次に次の八条を加える。